

議第 31 号

下呂市国民健康保険病院事業の設置に関する条例の一部を
改正する条例について

上記の条例を別紙のとおり定めることについて、議会の議決を求める。

令和 8 年 2 月 25 日提出

下呂市長 山内 登

提 案 理 由

持続可能な病院経営を目的に病院事業の診療科目及び病床数を見直すため、当該条例の一部を改正するもの。

下呂市国民健康保険病院事業の設置に関する条例の一部を改正する条例

下呂市国民健康保険病院事業の設置に関する条例（平成16年下呂市条例第179号）の一部を次のように改正する。

改 正 後				改 正 前			
(経営の基本)				(経営の基本)			
第2条 (略)				第2条 (略)			
2 病院事業を行う施設の名称、位置、診療科目 及び病床数は、次のとおりとする。				2 病院事業を行う施設の名称、位置、診療科目 及び病床数は、次のとおりとする。			
名称	位置	診療科目	病床 数	名称	位置	診療科目	病床 数
下呂市立金山病院	下呂市金山町金山973番地6	内科、小児科、外科、整形外科、皮膚科、泌尿器科（人工透析）、耳鼻咽喉科、リハビリテーション科、歯科、歯科口腔外科	一般病床50床	下呂市立金山病院	下呂市金山町金山973番地6	内科、小児科、外科、整形外科、皮膚科、泌尿器科（人工透析）、耳鼻咽喉科、リハビリテーション科、 <u>麻酔科</u> 、歯科、歯科口腔外科	一般病床 <u>50</u> <u>療養病床</u> <u>49</u> 床

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

【参考資料】

下呂市国民健康保険病院事業の設置に関する条例の一部を改正する条例要綱

1. 改正理由

持続可能な病院経営を目的に病院事業の診療科目及び病床数を見直すため、当該条例の一部を改正するものです。

2. 概要

(1) 麻酔科及び療養病床 49 床を廃止するため、それぞれの診療科目及び病床数から削除します。

(第 2 条関係)

(2) この条例は、公布の日から施行します。

(附則関係)